

から続く黒死病関係史料の翻訳と分析であり、今回は著者が「生活史料」とよぶジョヴァンニ・モレリ『リコルディ』の基本的性格を考察する。全てを神意とみなす年代記作家と異なり、「生活史料」の執筆者が記す黒死病の世界は実利的なりアリズムに満ちている。対象地域は異なるが、佐々木博光「ペスト対話に見える近世ヨーロッパ」(二)、『人文学論集』(大阪府大)二九は、中世で「神罰」とされた黒死病が脱魔術化していく具体的過程を近世の関連文書にみる。このほかイタリヤ史ではジーン・ブラッカー(森田義之・松本典昭訳)『ルネサンス都市フレンツェ』(岩波書店)の出版に加え、エウジェニオ・ガレン(澤井繁男訳)『ルネサンス文化史—ある史的肖像』(平凡社)など過去の翻訳作品が数点、文庫に収められた。古典的な作品に触れる機会が増えたことは喜ばしい。

十字軍に関しては、軍事活動そのものよりも十字軍観や異教徒観に言及するものが多かった。矢内義顕「十三世紀の一修道士がみた十字軍とイスラーム」(『早稲田商学』四二七)は、修練士教育を目的として編纂された例話集を取り上げ、その十字軍観を分析した。そこに記されるイスラームとの戦いは遠い世界の出来事であり、差し迫った脅威はキリスト教世界内の異端であった。他方、小川直之『白鳥の騎士』と十字軍(『亜細亜大学芸術文化紀要』一八)によれば、武勳詩ではゴドフロワ・ド・ブイヨンと彼の家系を称揚する一大叙事詩が、十三世紀以降過去の栄光を想起させるものとして生み出されていた。十字軍は過ぎ去った過去なのか否か。この問いに答えるのが櫻井康人「一四五〇—一四八

〇年の聖地巡礼記に見るイスラーム観・ムスリム観・十字軍観」(『ヨーロッパ文化史研究』二二)。オスマン・トルコの脅威が増しつつあった一五世紀後半に聖地を巡礼した者たちは、目の前に迫るムスリムに負の感情を抱きつつも、彼らに勝利した過去の十字軍の記憶を持ち出さない。ここには「十字軍の過去化」がみられるという。太田敬子「十字軍と地中海世界」(山川出版社)は、地中海における物資の移動に焦点をあてた十字軍の歴史をたどる。高山博「Frederick II's crusade」(Mediterranean Historical Review, 25-2)は、フリードリヒ二世が遠征前からアル・カミールと交渉を重ねていたことをムスリム側の豊富な史料から跡づける。この皇帝をカリスマ的指導者と評するのがエルンスト・カントーロヴィチ(小林公訳)『皇帝フリードリヒ二世』(中央公論新社)。国民の誕生を豊かな筆致で描き出すジュール・ミシュレ(大野道一監修・立川真野倫平編)『フランス史』I(中世上)、II(中世下)(藤原書店、二〇一〇)と比べると歴史観の違いは大きい。実証史学の確立期に物語性と実証性を融合させるべく努力した二人の歴史家にあためて大きな刺激を受ける。

教会史に関して、関口武彦「教皇改革」(『山形大学紀要』社会科学部四一—四二二)は、いわゆる「グレゴリウス改革」期を含む一世紀半ばから一二世紀半ばの一世紀を「教皇改革」期と位置づけ、聖職者団体が教皇首位権のもと教階制に統合されていく過程を丹念に跡づけており、圧巻である。井上雅夫「カノッサ像転換の可能性」(『文化学年報』六〇)も、フリーートの研究に依拠しながら、ビスマルクによる「カノッサの屈辱」発言以前は、

カノッサは「記憶の場」ですらなかったとする。教会史は大きく書き換えられるのであろうか。北館佳史「ボンティニ—修道院領における空間の再編成」(『中央大学大学院研究年報』四〇、二〇一〇)は、グランギア制と呼ばれるシトー派独自の直営地経営を展開していく際に修道院が採った多様な戦略を、地形に着目して分析する。伊能哲大「アッシジのフランチェスコの『会則』と小さき兄弟会の『会則』をめぐって」(『日本カトリック神学雑誌』二二)は、フラテルニタスが修道会へと制度化されることの意味を問う。小野賢一「聖レオナルド崇敬の創出と奇蹟」(『歴史評論』七三〇)は、一世紀から一二世紀のリモージュで聖人崇敬が生成、変容していく過程を霊的世界観のなかに位置づける。対して柴田平三郎「トマス・アクィナスの『正戦論』」(『独協法学』八五)は、『神学大全』の読み直しを通じて、近代的正戦論や聖戦論とは一線を画すトマス・アクィナスの「正戦論」を、俗人の役割が増す十三世紀という時代のなかに位置づける。トマスを描いた画像のなかにドミニコ会女子修道院とフランス王権との関係を見透かすのは黒

ヴェルゲ・デ・トク)は、ユダヤ人に対する迫害行為が、キリスト教とユダヤ教、互いの歴史のなかでどのように記録、記憶されてきたのかを問う。最後に思想史からひとつ。坂本邦暢「Creation, the Trinity and prisca theologia in Julius Caesar Scaliger」(Journal of the Warburg and Courtauld Institutes, 73, 2010)は、研究史の渉獵を踏まえて一六世紀の思想家ユリウス・カエサル・スカリゲルに着目し、彼のアリストテレス解釈の独自性を古代神学との関わりから指摘する好論文である。近代化とは何だったのか。その本質が深刻に問い直される今、中世史研究の意義と可能性は一層高まっている。今回手にした計百二十点の著作・論文・翻訳・書評は、その多くが既成のディシンプリンに安住しない力強さを備えていたように思われる。なお、金沢百枝・小澤実『イタリア古寺巡礼—フイレンツェ—アッシジ』(新潮社)や塩野七生・石鍋真澄・藤崎衛『ヴァチカン物語』(同)は、一般読者向けの作品でありながら深遠なる中世世界の魅力を伝えることに成功している。(鈴木道也)

## 中東欧・北欧

岩三恵「聖トマス・アクィナスと修道女」(『西洋中世研究』三二)。  
甚野尚志「コンスタンツ公会議における教皇権と公會議」(『統合と調整』)は、教令「ハエク・サンクタ」のテクスト分析により公會議主義の系譜を明らかにする。教令が目指すのは急進的な改革ではなく、教会思想の伝統のなかで秩序を回復することであった。藤崎衛「Constructions mémorielles des victimes des persécutions contre les juifs au Moyen Age」(Anne Bouchy et Ikezawa Masaru eds, *La mort collective et le politique*, Uni-

当該地域に関する昨年の大きな成果として、瀬原義生『ドイツ中世後期の歴史像』(文理閣)、五十嵐修『王国・教会・帝国』、谷澤敦「北欧商業史の研究」の三点をあけておきたい。『ドイツ中世後期の歴史像』は、長い研究経歴を通じて膨大な研究文献を我が物とした著者による、大空位時代以降の中世ドイツに関する大

変読みやすい通史である。他方『王国・教会・国家』はカール大帝の統治にかかわる、『北欧商業史の研究』はハンザをあつかうモノグラフである。カール大帝もハンザも中世史にとって不可欠のキーワードであるにもかかわらず、従来日本語で読むことのできる研究が極端に少なかったことを考えれば、これらの刊行の意義は一層はつきりとするだろう。

方法論 大陸の中世史学界で堅固に構築された封建制概念などに對する原理的な批判として、佐藤彰一「序章」(『フランス史研究入門』)と「哲学的解釈学からテクスト解釈学へ」(HERSETEC, 4-2, 2010)。ブルンナー・テーゼを腑分けし論点を明示したのは、西川洋一「オットー・ブルンナーの「ラント」論をめぐるいくつかの問題」(『国家学会雑誌』二二二・二二・二〇一〇)。一般で美術史側からの「侵犯」を指摘したが、国制史と美術史との狭間を往還するドイツ中世史家パーシー・シュラムの象徴研究の手法を整理するのは、田中圭子「P・E・シュラムの中世象徴研究」(『西洋史学論集』四九)。

初期中世 当該時期に関する最大の成果は冒頭で紹介した五十嵐『王国・教会・国家』の刊行である。本書はカール大帝支配前後のフランク王国史研究において押さえるべき古典的な論点を編年的に整理し穏当な見解を提示している。本書が今後のフランク史研究においてひとつの出発点となることはまちがいないが、近年のヒストリオグラフィに沿って論点を提示した加納修「フランク時代」(『フランス史研究入門』)も併読すべきである。総花的に論点を提示する五十嵐の著作に対し、史料論的な立場を徹底的に突

き詰めたのが梅津教孝「カロリング王文书はどのように読まれていたのか」(『西洋史学論集』四九)である。従来のな文书形式学にとどまらず、省略記号や綴り字にみえる視覚や聴覚の問題を提起する、今後の初期中世史料研究の方向性を示唆する論考である。

加えてOsamu Kano, "Un acte perdu de 'mainbour' de Clovis IV en faveur d'Ingrammus." (HERSETEC, 4-1, 2010) と津田拓郎「カロリング期のカピトゥラリア」(『西欧中世文書の史料論的研究』)も史料研究の立場からの論考。東フランク王国時代については津田拓郎「九世紀末—十世紀初頭のフランク王国における王国集会・教会会議」(『ヨーロッパ文化史研究』二二)と岡地稔「九一年・シュヴァーベンにおける「騒擾」(tumultus)」(『アカデミア』文学・語学八九)の二本を得ることができた。盛期中世 服部良久「フリードリヒ一世・バルバロッサの宮廷とコミュニケーション」(『京都大学文学部研究紀要』五〇)と同「フリードリヒ・バルバロッサの移動宮廷における集会とコミュニケーション」(『紛争・秩序』)は、服部がこれまで進めてきた紛争解決論を敷衍し、宮廷という具体的な場における王権ならびに貴族層の政治的コミュニケーション論を展開する。服部の一連の論考は、彼が主導する科研費基盤研究(A)「中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序」のマニフェスト的論考であり、当該共同研究のもつ射程の広さや比較史の可能性を感じさせる。他方で服部の論考と併読されるべきは、西川洋一「フリードリヒ一世・バルバロッサ期の国王裁判権」(『統合と調達』)である。近年の個別実証研究ならびに関連する裁判テクストを渉獵

し、服部の議論では相対化されたフリードリヒ・バルバロッサの統治行為における裁判機能の重要性を強調する。西川の議論は一二世紀という時代の特殊性を十分に顧慮しながらも、カロリング期から中世後期に至るまでの裁判制度の変遷のなかにバルバロッサの時代を位置づけていることも注目すべきであろう。

桑野聡「ハインリヒ獅子公の東方政策とデンマーク」(『西洋史研究』新輯四〇)では、伸張しつつあった中世デンマーク王国との関係という観点から、ザクセン公ハインリヒ獅子公の東方政策をみなおす。櫻井利夫「神聖ローマ帝国におけるシャテルニー」(『金沢法学』五三二二)は、「見古典的なテーマを扱っているように見えるが、その実は城塞研究という貴重な成果である。おそらく現地で多数の報告書が刊行されているであろう中世考古学の成果とあわせてゆけば立体的な地域史像を生み出すだろう。

シュタウフェン朝研究にとって慶賀すべきは、カントーロヴィチ「皇帝フリードリヒ二世」の翻訳刊行である。本文自体も豊かな内容を提供するが、訳者小林公による後書きは、本書の刊行が引き起こした学界での論争を丁寧に跡づけている。Hirosi Taka-yama, "Frederick II's Crusade" (Mediteranean Historical Review, 25-2) はアラビア語史料の読み直しによるフリードリヒ二世による著名な政策の再考である。

中世後期 冒頭でとりあげた瀬原による中世後期ドイツの見取り図は、今後とりわけ初学者にとって良き手引きとなるだろう。田口正樹「ペーター・フォン・アンドラウの帝国論」(『北大法学論集』六二二二)は、「一五世紀の教会法学者による帝国論を、盛期

中世の教会法学者のテクストと比較しながら丁寧に読み解き、その議論に見られる「近世的」特徴を明らかにする。

スイス まずはスイス史研究にとって一つの画期となる踊共二・岩井隆夫編『スイス史研究の新天地』(昭和堂)をあげねばならない。踊による「第一部 スイス史研究入門」は、大きな文脈のなかでスイス史を分析する必要性を説き、その手法は、ただスイス史のみならず、ヨーロッパの「小国」研究にとって重要な視点を提供する。本書において中世を対象とした論考は三本。佐藤るみ子「中世スイス都市の領域政策とツンフト」、前岡良爾「中世の農民反乱とスイス」、田中俊之「一五世紀北西スイスの都市・領主・農民」である。なお田中は、「一五世紀後半北西スイスのラント裁判史料(その一)」(『金沢大学歴史言語文化学系論集』史学・考古学三)において当該地域の未刊行のラント裁判史料の活字化をした上で整理し、それらを用いて「中世末期スイス北西部のラント裁判におけるコミュニケーション」(『比較都市史研究』三〇一)に結実させた。ラント裁判という場において農民、都市、在地貴族といった複数の関係者が、それぞれの利害に基づき干渉すること、特有の秩序形成がなされていたことを指摘する。

東欧 昨年、東欧について論じた論考で入手し得たのは、藤井真生「カレル四世時代のプラハにおける集会開催と権力表象」(『紛争・秩序』)ならびに同「中世チェコにおけるアルコール飲料」(『都市歴史博覧』)。前者は実質的な首都機能を果たしていたプラハの支配拠点としての機能を論じ、後者はいまなおチェコの名物となっている飲料について論じる。薩摩秀登が「辺境のダイナミズ

ム』(岩波書店、二〇〇九)で指摘したように、中世における「東欧」は、神聖ローマ帝国とビザンツ帝国という二つの帝国の狭間に位置するという政治地理的条件を持つ歴史空間である。そのような意味で、藤井が論じたように、チェコ出身の神聖ローマ皇帝カール四世時代の当該地域はもっと注目されて良い。薩摩「一五一—一六世紀のチェコの貴族層と王権」(『統合と調整』)は、そのカール四世以降のチェコの支配者層の状況を概観する。

北欧 成川岳大「二世紀スカンディナヴィア世界における「宣教大司教座」としてのルンド」(『史学雑誌』二〇一一)は、史料が断片的であることから、北欧の歴史学界でも等閑視されていた二世紀初頭のルンド大司教座成立のプロセスを、スカンディナヴィア全体の政治構造の変動の中に位置づける。同じく成川による「Marriage between King Harald Fairhair and Snaefjör, and their Offspring」(*Balto-Scandia*, Extra edition) など Sayaka Matsumoto, "A foundation myth of Iceland" (『日本アイスランド学会会報』三〇)は、いずれも、九世紀末にノルウェーを統一したとされるハールル美髪王とのかかわりについて、前者はノルウェーの、後者はアイスランドの「建国」神話の問題を扱う。初期中世のゲルマン諸国家で論じ尽くされた論点もまた、ヨーロッパ「周縁」諸国においてはなお有効であることを感じさせる。そのほかヴァイキング時代における王に関連する石碑をカタログ化した、Minoru Ozawa, "King's rune stones" (HERSETEC, 4-1, 2010) や、中世アイスランドの地域社会を論じた伊藤未来「二世紀アイスランドにおける地域社会の構

造」(『文化史学』六六、二〇一〇)も得た。

以上地域別の研究状況をたどってきた。次に選択的ではあるが、国家や領邦を超える超地域的な分野の成果を見てみたい。

法史 まず中世法史の基本図書であるハロルド・J・パーマン(富島直機訳)『法と革命』I(二〇一〇)、II(中央出版部)の翻訳が刊行されたことをあげておきたい。これまでも各国別の法制史概説をわたしたちは翻訳で手にしていたが、本書によって中世法全体を概観することが可能となった。昨年日本に招聘された欧米を代表するふたりの中世法史家の講演であるペーター・ランダウ(西川洋一訳「アルキポエタ」)『国家学会雑誌』二二四—七・八、同(田口正樹訳)「学識法とドイツ国制史」(『新世代法政策学研究』二二)、アンダース・ヴィンロース(水野浩二訳)「教皇の二つの仕事」(同)ならびに同(松本英美訳)「一九世紀および二二世紀におけるグラティアーヌス教令集の校訂」(『一九世紀学研究』五)は、現在の中世法研究の水準を示す。ランダウ講演の解説でもある西川洋一「二世紀ドイツにおけるカノン法学の普及」(『国家学会雑誌』二二四—七・八)は、ランダウの講演が持つ射程の広さを解きほぐす。日本の西洋中世史学にとって翻訳は一種本質的な貢献を果たしてきたが、その良き伝統が今なお根付いているのは法史学の分野であることを思い起こさせる論者群である。若曾根健治「ラントツヴィンガー(Landwinger)とはなにか」(『熊本法学』二二二)は、一四世紀から一六世紀の法制史料でラントツヴィンガーとよばれる法逸脱者の実態を再現するための基礎研究である。

商業史 冒頭で紹介した谷澤『北欧商業の研究』は、日本のハンザ史研究におけるひとつの里程標となるべき研究書である。ポンド税台帳とよばれるハンザ商業の基本史料と長年向き合ってきた著者は、精緻かつ堅実な分析により得られた個別の成果を、中世後期の「世界経済」というシステム構造の中に布置する。谷澤も訳者の一人として名を連ねるD・カヒビ/M・L・ヒン「ヨーロッパの北の海」(刀水書房)とあわせて、今後中世後期の北ヨーロッパ海域史研究をすすめるにあたってまず手に取るべき書となるだろう。同じく谷澤には「The overland trade route between the Baltic and the North Sea during the golden age of the German Hansa」(*Balto-Scandia*, special edition) という英文による概観もある。瀬原義生「中世ニュルンベルクの国際商業の展開(正)(続)」(『立命館文学』六二〇、六二二)は、南北商業の結節点のひとつであるニュルンベルク商業の概観である。

宗敎史 西洋中世世界にとって不可欠の存在であるにもかかわらず、我が国で主要な研究対象となつてこなかったのが教皇ならびに教皇庁である。関口武彦「教皇改革」(『山形大学紀要』社会科学部四二—二、四二二)は、グレゴリウス改革に至るまでの教皇庁周辺の動向を整理した論考である。他方中世後期の教皇権については、甚野尚志「コンスタンツ公会議における教皇権と公会議」(『調整と統合』)において、公会議主義との関連で整理される。甚野が代表をつとめる早稲田大学ヨーロッパ中世・ルネサンス研究所の機関誌『エクフラシス』一号には、ハーフェルベルクのアンセルムスの教会論テクストを分析した甚野尚志「二世紀の教会

知識人による東西教会の対話」、カルメル会とアウグスティヌス隠修士会を題材に論じた鈴木喜晴「一四世紀修道会史叙述における「隠修」の問題」、自由心霊派異端とベギンの狭間に位置するポレイトを論じた村上寛「自由心霊派とマルグリット・ポレイト」といった、従来取りざたされることのない論考は、平伊佐を扱った論考が収録されている。その他手にした論考は、平伊佐雄「シトー会修道院のグランギアについての覚書き」(『立正史学』一〇九)、田島篤史「インスブルックの魔女裁判」再考」(『史泉』一三三)、矢内義顕「二世紀の一修道士が見た十字軍とイスラーム」(『早稲田商学』四二七)である。最後に言い添えておきたいことは、ここでもとりあげたいずれの個別テーマも一司教座、一修道会、地域コンテクストの問題にとどまることなく、グレゴリウス改革以降その存在感をいや増す教皇庁の権力システムと無関係ではない点である。(小澤 実)

## イギリス

二〇一一年に公刊された業績で(一部二〇一〇年分を含む)筆者が入手し得たものは、論文に翻訳や辞典も加えて、三一点であった。おおよそ時代順に概観する。

一〇六六年以前の時期に関しては、八点が得られた。まず、イングランドに関しては、森貴子「中世初期イングランドにおけるカイログラフの登場」(『愛媛大学教育学部紀要』五七、二〇一〇)が、アングロ・サクソン期のイングランドにおいて九世紀頃から私文